

16. ハラスメント防止への取組

[到達目標]

基本理念・目的は、以下のとおりである。

青山学院は、キリスト教信仰に基づいた教育を理念とする教育研究共同体である。そこに集うすべての者の人格が尊重され、個人の自由を最大限に尊重した学園生活が維持されなければならない。セクシュアル・ハラスメントは、個人の自由と人格を破壊する行為であり、いかなる場合にも許されるものではない。

セクシュアル・ハラスメントとは相手の意に反して行われる性的性質の言動をいい、性的な意味合いを含む行為や言葉によって相手の人格を傷つけたり、利益あるいは不利益を条件若しくは結果とするような、教育・研究活動、勉学、課外活動、業務の遂行を妨げるなど教育・研究環境、就業環境、生活環境を悪化させる行為をさす。

セクシュアル・ハラスメントは個人の人格的尊厳を傷つけるだけでなく、教育・研究を支える環境を損なう行為である。本学院では、学院に集うすべての者の人格を尊重することによって、快適な環境のもとでの教育・研究活動、勉学、課外活動及び就業を保障し、あわせてセクシュアル・ハラスメントが生じた場合の救済等を行うことも視野に入れた取り組みを行っている。

また、ハラスメントの防止そのものは、セクシュアル・ハラスメントの防止と大きく変わるものではなく、むしろ本学院では、セクシュアル・ハラスメントを広く捉え、学校に特有なアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他あらゆる種類のハラスメントを包括的に防止することと考えている。

本学院は、すべての構成員にとってより良い就学環境、就労環境を確保するために、あらゆるハラスメント防止に最善を尽くす義務があると考え、全力で取り組んでいる。

C群・セクシュアル・ハラスメント防止への対応

現在までの取り組みの経緯・構成は、以下のとおりである。

1999年7月、セクシュアル・ハラスメントに対して断固たる態度でこれを排除し、防止することを宣言した。そして、自由で差別のない教育・研究活動、課外活動及び就業を維持し、あらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントを防止する積極的な取り組みとして、同年10月から「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止に関する規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止委員会規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント相談員規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント調査委員会規則」を施行した。なお、任務遂行にあたる委員会は、相談者及び関係者を尊重することが義務づけられている。

「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止に関する規則」第2条において、セクシュアル・ハラスメントを次のように定義している。

「セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反して行われる性的性質の言動を言い、学院における基本的なものとして次のものを言う。

- (1) 職務上の地位や権限を利用し、成績評価、卒業判定、人事異動等において、相手への利益の対価あるいは相手が不利益を被らないための代価として、相手の意に反して行われる性的性質の要求。
- (2) 教育・研究活動、勉学、課外活動、業務の遂行を妨げるなど、教育・研究環境、就業環境等を悪化させる性的性質の言動。」

また、「同規則」第3条において、「あらゆる形態のセクシュアル・ハラスメントを禁止するとともに、その防止のため教職員等、学生等に対する啓発指導を行うものとする。」とし、**禁止及び啓発について規定**している。

「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止委員会規則」第2条において、**防止委員の構成**を次のように規定している。

- 「(1) 常務理事から1名
- (2) 学院宗教部長
- (3) 大学学生部長
- (4) 大学学生相談センター所長
- (5) 大学各学部教員から各1名
- (6) 女子短期大学学生部長
- (7) 女子短期大学教員から1名
- (8) 高中部各部教諭から1名
- (9) 初等部教諭から1名
- (10) 一般職員から若干名（総局長が指名）
- (11) セクシュアル・ハラスメント相談員から2名（委員長が指名）」

同規則第5条において、**任務**について次のように規定している。

- 「(1) セクシュアル・ハラスメントの防止に関する政策の立案、企画に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに関する相談、救済等に関すること。
- (3) セクシュアル・ハラスメント調査委員会に関すること。
- (4) セクシュアル・ハラスメント問題に関する処分原案の作成及び各学校長等への勧告または報告等に関すること。
- (5) その他セクシュアル・ハラスメントに関すること。」

「青山学院セクシュアル・ハラスメント相談員規則」第2条において、**相談員**を次のように規定している。

- 「(1) 大学各学部教員から男女各1名
- (2) 女子短期大学教員から男女各1名
- (3) 大学カウンセラー
- (4) 高中部（高）教諭から若干名
- (5) 高中部（中）教諭から若干名
- (6) 初等部教諭から若干名
- (7) 一般職員 本部から総局長が指名する若干名、大学各キャンパスから大学事務局長が指名する若干名、女子短期大学から女子短期大学事務部長が指名する若干名」

「同規則」第5条において、**相談受付窓口**について次のように規定している。

「相談受付窓口は次のとおりとし、申立者は、帰属する機関にかかわらず、いずれの受付窓口においても相談員の紹介を受けることができる。

本	部	人事部人事課、総務部庶務課、宗教センター
大	学	学生課、教務課、学生相談センター、保健管理センター、 大学院事務室
女子短期大学		学生部、学生相談室、保健室、宗教活動センター
高中部（高等部）		保健室
高中部（中等部）		カウンセラー室
初等部		教頭、担任教員、生活指導委員、宗教主任、養護教諭
幼稚園		主事」

現在までの防止委員会の活動は、以下のとおりである。

防止委員会は、**セクシュアル・ハラスメントの防止を第1の目的**としてさまざまな活動を行っている。啓発活動として、毎年、学内の教職員を対象としたセクシュアル・ハラスメントに関する講演会を外部の弁護士を招いて実施している。セクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動として一定の役割を果たしていると考えられる。また、学生、非常勤講師へは年度初頭に『青山学院セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン』のリーフレット及び『セクシュアル・ハラスメント」自己診断』を配布したり、また、『学生手帳』及び教員へ配布する『大学事務案内』にセクシュアル・ハラスメントの典型的な事例、相談受付窓口、対応等を掲載して、啓蒙活動や周知徹底に努めている。

発生した場合の対応としては、セクシュアル・ハラスメントの被害の救済及び解決を目的として、以下の手続きを行っている。

- 1) セクシュアル・ハラスメントを申し立てる者（以下「申立者」と呼ぶ）が、ためらいなく救済を申し立てることのできる複数の受付窓口を設け、原則としてそこに相談員を置く。申立者は、所属がどこであっても、いずれの受付窓口においても相談員の紹介を受けることができる。
- 2) 相談員は、申し立てがあった場合には、直ちに秘密性を保持することができる場所で相談を受ける。
- 3) 相談員は、申し立ての内容を所定の書面に記録して、セクシュアル・ハラスメント防止委員会に報告する。
- 4) 防止委員会においては、次の解決方法が採られる。
 - (a) 申し立てから1週間以内に調査委員会を設置し、事実関係を明らかにする。事実の調査にあたって、調査委員会はプライバシーの保護に十分な配慮を払いつつ、当事者及び関係者から事情を聴取する。この調査は原則として申し立ての日から1ヵ月以内に完了する。調査委員会は、申立者、加害者との調整等により、話し合いで解決することもある。
 - (b) 防止委員会は、調査委員会の報告に基づいて結論を下す。加害者に対する処分については、防止委員会が検討し、大学の長に勧告する。
- 5) 申立者の精神的被害を回復するため、防止委員会は、学生相談センターのカウンセラー等と相談の上、必要な措置をとる。

なお、防止委員、相談員には、関連書籍を各人に配付したり、外部研修の機会を設けて、スキル向

上を図っている。

現在の問題点と改善方策は、以下のとおりである。

1999年にセクシュアル・ハラスメントに関する諸規則が制定されて7年が経過しようとしている。この間、セクシュアル・ハラスメントの相談が年間数件あった。加害者被害者間の意識の違いから起こるセクシュアル・ハラスメントも少なくなく、一部の教員がセクシュアル・ハラスメントに対する意識をもたないための訴えも起きている。親しさの表現、個人的好意等であっても、それが相手側の意に反したものであれば、セクシュアル・ハラスメントになりうるという基本的な理解が欠けている実態があり、**今後は学院を構成するすべての構成員に対し、より一層の啓発活動の必要性が認められる。**

A群・ハラスメント防止のための措置の適切性(学部)

A群・ハラスメント防止のための措置の適切性(大学院)

本学院は、学院に集うすべての学生、教職員及び関係者が個人として尊重され、また、より良い就学環境と就労環境を確保するために、セクシュアル・ハラスメントに限定することなく、**あらゆるハラスメントを防止することに最善を尽くす義務がある。**

以前まで、本学院が行っていたハラスメント防止対策は、「セクシュアル・ハラスメント防止」に関するものであり、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント（アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）の苦情処理や被害者救済等の対応の窓口がないため、問題が起こっても被害者は訴えることができず、解決しにくい状況にあった。人権侵害に関わるハラスメントは「**人権問題検討委員会**」が取り扱っていたが、当該委員会はおもに啓発、教育等を目的としており、苦情処理や被害者救済等常設の対応をしていないため、問題が起こっても被害者は当該委員会に訴えることができず、当該委員会も対処することが難しかった。また、セクシュアル・ハラスメントは行政から指針やガイドラインが示されているものの、アカデミック・ハラスメントについてはその概念が確立されていない状況もあったが、本学院としては、セクシュアル・ハラスメント対策を発展させ、セクシュアル・ハラスメントに加えて、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を人権侵害に関わるハラスメントとして、人権に関する法令に従って包括的に防止する組織体に創りあげる必要がでてきた。

そこで、前述の「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止に関する規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント防止委員会規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント相談員規則」、「青山学院セクシュアル・ハラスメント調査委員会規則」を、**セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントを包括的に防止する「ハラスメント規則」として内容を修正して改正案を作成し、2006年7月に理事会承認、2006年10月1日施行することとなった。**

今後の活動としては、周知、啓発活動として有益な講演会等を開催して可能な限り多くの教職員が参加できるようにし、**ハラスメントは防止が最も重要であることを認識させることに取り組んでいく。**人格が尊重され、個人の自由を最大限に尊重した学園生活が維持されるように十分配慮しなければならない。